

第5次食育推進基本計画 構成（案）

はじめに

第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

1. 重点事項

（1）学校等での食や農に関する学びの充実

子供たちの食の乱れや健康への影響が見られ、生産現場の実態を知らない子供が増加しており、栄養教諭等による食生活の重要性等に関する指導や「農林漁業教育」を推進。

（2）健全な食生活の実践に向けた「大人の食育」の推進

野菜類・果実類の摂取量の減少等の大人の食生活の乱れが生じており、「大人の食育」を推進するため、官民の幅広い連携・協働の取組を生み出す「官民連携食育プラットフォーム」等を推進。

（3）国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大

国民の食卓と生産現場の距離が遠くなる中、生産現場に対する国民の理解を深めるため、国民の食卓と農業等の生産現場の距離を縮めることにつながる農林漁業体験等の取組を強化。

これらの取組を推進して定着させるために、情報発信の強化や取組の見える化、PDCA サイクルによる施策の見直し・改善、行動変容に向けた機運の醸成等を実施。

2. 基本的な取組方針

第2 食育の推進の目標に関する事項

第3 食育の総合的な促進に関する事項（具体的な施策）

1. 家庭における食育の推進
2. 学校、保育所等における食育の推進
3. 地域における食育の推進
4. 食育推進運動の展開
5. 生産者と消費者との交流促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
6. 食文化の継承のための活動への支援等
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項